

複合金融商品の会計処理について

検討の目的

1. 本ペーパー¹では、複合金融商品²の会計処理のあり方について、平成 22 年 8 月に公表した「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「金融資産の検討状況の整理」という。）及び平成 23 年 2 月に公表した「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「金融負債の検討状況の整理」という。）における提案等をベースに、考え方の検討を行うものとする³。

DP2 における提案

2. 金融資産の検討状況の整理及び金融負債の検討状況の整理（以下、これらを総称して、「DP2」という。）では、IFRS 第 9 号の定めを基礎としつつ、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品（以下「その他の複合金融商品」という。）に関する考え方を示している。
3. 具体的には、主契約が金融資産であるその他の複合金融商品については、原則として、複合金融商品を構成する金融資産又は金融負債に区分せず一体として処理することが考えられるとしており⁴、次の両方の要件を満たす場合に、当初認識後、償却原価で測定する一方、それ以外の場合は、公正価値で測定するものとして分類するものとして考えられるとしている。

¹ IASB は、平成 23 年（2011 年）11 月 15 日の会議において、IFRS 第 9 号について限定的な修正を検討していく旨を暫定合意している。この点、同年 12 月 13 日の会議において、契約キャッシュ・フローの要件の適用方法、複合金融商品の区分処理（主契約が金融資産の場合）負債性商品について公正価値で測定するとともに評価差額を OCI で認識する旨を求め（又は認める）モデルを設けるべきか否かを見直しの対象とする旨について暫定合意を行っている。また、FASB は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた再審議後の暫定合意の内容について、最終化前に意見募集することを予定している。本ペーパーは、こうした意見募集等へのコメント対応に向けた予備的議論としても資するものと考えられる。

² 本ペーパーにおいては、主契約が金融資産に該当する複合金融商品、主契約が金融負債に該当する複合金融商品の双方を検討の対象とする。

³ 金融負債の検討状況の整理では、主契約が金融商品に該当しないものを含め、複合商品全般について検討を行っていたが、本ペーパーでは、複合金融商品のみを検討の対象としている。

⁴ 金融資産の検討状況の整理 第 24 項

- (1) 契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的を有する事業モデルに基づいて、資産が保有されている（金融資産を管理する事業モデルの要件）
 - (2) 金融資産の契約条件により特定の日にキャッシュ・フローが生じ、そのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる（金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の要件）
4. なお、前項(2)の利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価となるものとするのが考えられるとしている。
5. 他方、主契約が金融負債であるその他の複合金融商品については、原則として一体処理としつつも、次のすべての要件を満たす場合、主契約とは区分して公正価値を測定し、評価差額を純損益に認識することが考えられるとしている⁵。
- (1) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連していないこと
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの定義を満たすこと
 - (3) 当該複合商品について、そのままでは公正価値の変動による評価差額が純損益に反映されないこと
6. 上記の他、複合金融商品については、次に該当する場合を除き、その全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することを許容することが考えられるとしている⁶。
- (1) 組込デリバティブが、主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない場合
 - (2) 組込デリバティブの区分が認められないことが、明らかな場合
7. また、当初認識時又は期末日において、組込デリバティブを区分して測定することができない場合、複合金融商品全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することが考えられるとしている⁷。
8. なお、管理上、組込デリバティブを区分している場合について、IFRS 第 9 号と同様に特段の定めを設けない方法（【案 1】）と第 5 項 の要件(1)又は(3)を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる方

⁵ 金融負債の検討状況の整理 第 13 項及び第 14 項

⁶ 金融負債の検討状況の整理 第 16 項

⁷ 金融負債の検討状況の整理 第 18 項

法（【案２】）のいずれかによることが考えられるとしている⁸。

（IFRS第9号における複合金融商品に関する審議の経緯）

9. IASBは、金融商品会計に関する複雑性を低減する等の観点から、平成21年（2009年）7月にIFRS第9号の公開草案（ED）を公表した。EDでは、金融商品について、金融商品の特性とビジネスモデルに基づいて、金融資産及び金融負債について分類及び測定の方法を定めるとともに、複合金融商品について区分処理を求めないアプローチを提案した⁹。
10. IASBでは、EDに対して寄せられたコメントを検討した結果、金融負債の分類及び測定について、特に、自己の信用リスクの取扱いについて更なる検討が必要と考えられたこと等から、金融資産の分類及び測定部分についてのみ、必要な部分に修正を加えた上で、平成21年（2009年）11月にIFRS第9号「金融商品」を最終化した。
11. IASBは、その後、金融負債の分類及び測定について、特に自己の信用リスクに対する懸念に対処するため、幾つかの代替案の検討が行ったが、多くの利害関係者から、いずれの方法も複雑性の軽減やより有用な情報の提供につながらないとのコメントが寄せられ、強い支持が示されなかった。このため、IASBは、変更をすることによる便益がそれに伴うコストを上回らないと判断し、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益（OCI）に表示する他は、IAS第39号の取扱い（複合金融商品の取扱いを含む）を概ね維持する方向で、平成22年（2010年）10月にIFRS第9号「金融商品」を最終化した。

DP2の提案に対するコメント

12. IFRS第9号を基礎として複合金融商品の取扱いを進める提案に対しては、次の点を除き、概ね支持が示された（詳細：別添1参照）。
 - 一部の関係者から、主契約が金融資産である場合にも、区分処理を認めるべきとのコメントが寄せられたこと
 - 管理上、組込デリバティブを区分している場合については、IFRS第9号と同様に特段の定めを設けるべきでないとのコメントがあった一方、こうした場合に区分処理することを認めるべきとのコメントが寄せられたこと

⁸ 金融負債の検討状況の整理 第17項

⁹ EDでは、金融商品が次の2つの要件を満たす場合は償却原価測定とする一方、それ以外の場合は、FVTPLで測定することを要求していた。

基本的な貸出金の性質のみを有すること
契約金利をベースに管理されていること

企業会計基準委員会でのコメント紹介時の発言

13. 金融資産の分類及び測定に関しては、第 224 回企業会計基準委員会（平成 23 年 5 月 19 日開催）及び第 232 回企業会計基準委員会（平成 23 年 10 月 20 日開催）において、金融資産の検討状況の整理に対するコメントを踏まえた審議が行われ、次のようなコメントがあった。

- (1) 検討状況の整理公表以降、IFRS 第 9 号を巡る状況は大きく変わってきており、ASBJ としても EFRAG と共同で、あるいは、AOSSG も通じて、金融商品会計のあり方について仕切り直して議論していけばよく、現在の IFRS 第 9 号を出発点くらいに柔らかいものと捉えてよいのではないかと。
- (2) IFRS 第 9 号がファイナルになったという重みを踏まえて IFRS 第 9 号を題材とすることに異論はないが、今後、改訂の可能性に目配りをしつつ検討を進めていくことになるのではないかと。
- (3) IFRS 第 9 号を取り巻く、状況が変化していることは認識すべきであり、また、検討状況の整理へのコメントも割れているので、国際的な動向の様子を見つつ進めることが適切であり、検討状況の整理へのコメントを十分に研究したうえで、IFRS 第 9 号を基礎として、議論を続けていけばよいのではないかと。

14. 金融負債の分類及び測定に関しては、第 226 回企業会計基準委員会（平成 23 年 6 月 16 日開催）、第 228 回企業会計基準委員会（平成 23 年 7 月 14 日開催）、及び、第 232 回企業会計基準委員会（平成 23 年 10 月 20 日開催）において、金融負債の検討状況の整理に対するコメントを踏まえた審議が行われ、複合金融商品に関連して、次のようなコメントがあった。

- (1) 複合金融商品の区分処理に関する取扱いを含め、幅広く検討を行うべき。
- (2) 公正価値オプションの適用について、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を認識することが投資情報として有用なものとなるのか懸念があり、我が国において導入を検討する際は、そのニーズも含めて慎重に検討すべき。

現行基準の取扱い

15. 我が国の現行の会計基準では、その他の複合金融商品について、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の他、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」が公表されている。

16. 具体的には、複合金融商品に組み込まれているデリバティブ契約が次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して公正価値¹⁰で測定し、評価差額を当期の損益として処理するとされている。
- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
 - (3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと
17. また、同適用指針では、利付金融資産又は利付金融負債に対する(1)の要件の適用について、原則として、以下のいずれかに該当する場合として示している。
- (1) 組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少又は現物の金融負債の当初元本が増加する。
 - (2) 当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の 2 倍以上になる可能性がある。
18. なお、第 16 項のうち、(1)又は(3)の要件を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分している時は、区分処理することが出来るとされている。また、デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に 1 回しか利払いがないスキーム等、損益を調整する複合金融商品については、区分処理することとされている。
19. 上記を表形式でまとめると、次のように表すことができる。

対 象	測定方法	評価差額
1. 3 要件（本資料 第 16 項参照）のすべてを満たすもの ▶ デリバティブ部分（当該部分の公正価値を区分して測定することが出来る場合） ▶ 組込対象である金融負債	（区分処理） 公正価値評価 原則、償却原価	当期純利益 N/A
2. 3 要件のすべてを満たさないが、管理上、組込デリバティブを区分している場合 （企業が選択した場合）	同上	同上
3. 損益を調整する複合金融商品	同上	同上

¹⁰ 本資料では、金融商品に関する会計基準において使われている「時価」に代え、「公正価値」と表記している。

対 象	測定方法	評価差額
4. デリバティブ部分の公正価値を区分して測定することが出来ない場合	(一体処理) 公正価値評価	当期純利益
5. 上記以外の複合金融商品	(一体処理) 原則、償却原価 ¹¹	N/A

20. なお、区分処理が求められるものとして、以下のような金融商品が例示されている。

- (1) 借入金等の中に、経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融負債の経済的利益及びリスクと緊密な関係にないデリバティブ¹²が組み込まれたもの
- (2) 他社株転換社債
- (3) 借入金等の中に、経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるデリバティブ¹³が組み込まれているもののうち、以下のいずれかに該当するもの¹⁴¹⁵
 - (i) 契約上、フロアーが付いていないため、受取利息がマイナスとなる可能性がある
 - (ii) オプションを売却しているもの等が組み込まれ、当初元本を毀損する可能性がある
- (4) 重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還付き債券、借入金等

FASB の動向

¹¹ 我が国の金融商品に関する会計基準では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務について債務額によって評価するとされているが、債務額と償却原価は同額となるケースが多いと考えられることから、本資料では、本文中の表記としている。

¹² 元本又は金利が株式市場又は株式指数、現物商品相場又は現物商品指数、外国為替相場、気象条件に関する指標、第三者の信用リスクに係るデリバティブ

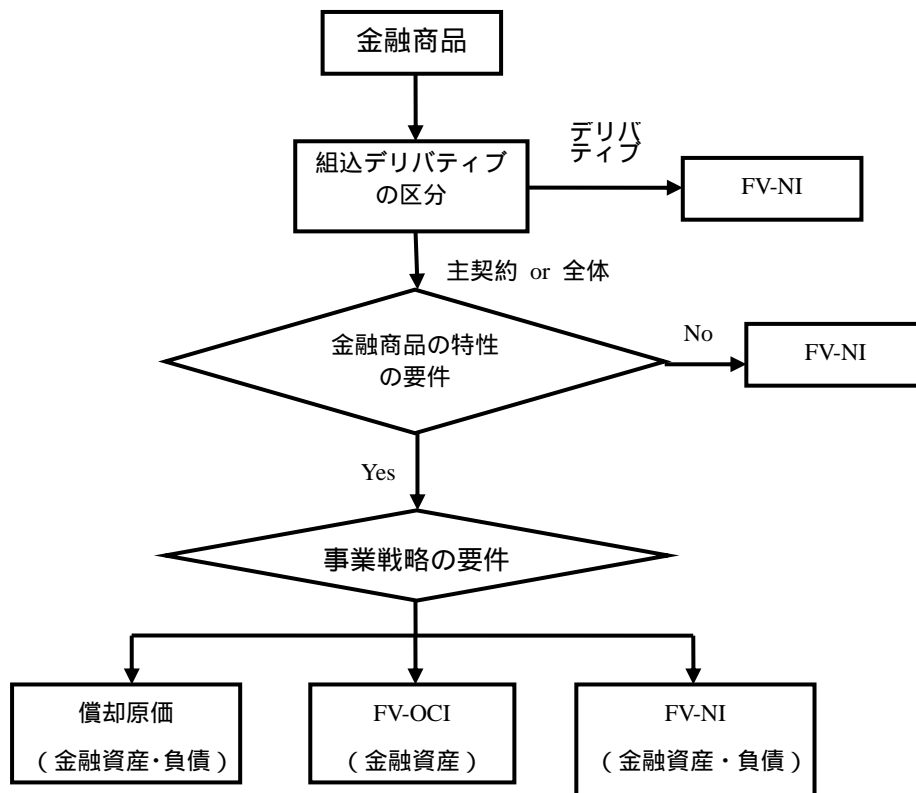
¹³ 当該契約と同一通貨である金利、物価指数、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ

¹⁴ 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成 18 年 3 月 企業会計基準委員会)第 6 項(3)では、契約上、当初元本を毀損する可能性があっても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないものとして取り扱うとされている。なお、同適用指針における結論の背景(第 27 項)において、政府によって平成 16 年から発行されている物価連動国債(10 年債)は、これまでの消費者物価指数の動向等を踏まえると、一般に、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられるとされている。

¹⁵ 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成 18 年 3 月 企業会計基準委員会)第 6 項(3)では、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている複合金融商品が、実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合において、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性はないものとして取り扱うとされている。

21. FASB では、平成 22 年（2010 年）5 月に公表した公開草案に対するコメント受領後、分類及び測定モデルの再検討を続けている。これまでの審議の結果、次のようなフローによる分類及び測定モデルを暫定決定（平成 23 年 11 月 10 日時点）しており、その内容は公開草案で示されたものと大きく異なっている（詳細：別添 2、3 参照）。

金融商品の分類決定フロー（FASB で検討されているアプローチ）



22. とりわけ、複合金融商品については、金融資産及び金融負債における組込デリバティブの区分処理について、現行の米国会計基準（Subtopic 815-15）の取扱いを維持する方向とされている。これによると、次の要件を満たす場合、組込デリバティブについて区分した上で FV-NI で測定されるとともに、主契約は、金融商品の特性と企業の事業戦略の要件に基づいて、分類・測定されることになる。

- (1) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、主契約の経済的性格及びリスクと明確かつ密接に関連していないこと
- (2) 当該複合商品について、そのままでは公正価値の変動による評価差額が純損益に反映されないこと
- (3) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの定義を

満たすこと

23. また、暫定合意では、複合金融商品のうち、デリバティブ部分を区分処理することが必要な場合、当該複合金融商品について公正価値オプションを適用することを認めることとされている。
24. FASB は、金融商品会計基準について、分類及び測定以外の部分を含めて審議を続けた上で、再公開草案とするか否かについて決議することを予定しているが、最終化の予定時期は作業計画表において示されていない。但し、再公開草案とするか否かに関わらず、最低限、最終化前に、改訂案を公表して意見募集を行うことが予定されている。なお、IASB は、FASB の改訂案について意見募集を行うことを予定している。

複合金融商品の取扱いに関する考え方の検討

25. DP2 において提示した複合金融商品の取扱いについては、コメントレーター、当委員会におけるコメント（第 12 項から第 14 項参照）の他、金融商品専門委員会における審議や利害関係者との対話において、次のようなコメントが寄せられている。
- (1) IFRS 第 9 号では、金融資産と金融負債とで複合金融商品に関するアプローチが大きく異なっているが、金融資産と金融負債は、金融商品に対する（プラス又はマイナスの）投資という点では共通している。このため、保有目的やこれに関する事業戦略等が同じ場合、両方で会計処理が異なることは適当か。
- (2) IFRS 第 9 号では、契約キャッシュ・フローが、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価より構成されることを要求しており、これを厳格に適用すると、金融機関が保有する一部の債券が償却原価で測定されるものとならない可能性がある¹⁶が、これについて、トレーディング目的で保有する債券と同じように分類・測定することは違和感がある。
- (3) 複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合に区分処理を選択的に認める場合、比較可能性が損なわれるのではないか。
26. また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から複合金融商品の会計に関する研究結果等が示されている他、各国会計基準設定主体者会議（NSS¹⁷）においてもこれに関する

¹⁶ 第 232 回企業会計基準委員会資料では、利払いの期間が利息の計算期間と一致しない次のような事例が掲げられている。

金利は 3 カ月又は 6 か月の頻度で改訂され、少なくとも 1 年間の残存期間を有する上場固定利付証券の価格から得られる流通市場の利回りに連動する。

金利は、12 か月ごとに改訂され、5 年のコンスタント・マチュリティー・スワップ・レートに連動する。

¹⁷ 平成 24 年（2012 年）度より、International Forum of Accounting Standard Setters (IFASS)

議論が行われている。

27. このため、複合金融商品の取扱いについて、FASB の暫定合意や EFRAG における議論等を参考にしつつ、検討することとしたい。

複合金融商品に組み込まれたデリバティブについて区分すべきか

（問題の所在）

28. 第 3 項から第 5 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号では、主契約が金融資産の複合金融商品については、組込デリバティブ部分について区分が禁じられている一方、主契約が金融負債の複合金融商品については、一定の要件を満たす場合、組み込まれたデリバティブを区分することが要求されている。
29. 他方、第 16 項から第 20 項に記載のとおり、我が国の現行基準では、主契約が金融資産か金融負債かに関わらず、一定の要件を満たす場合、区分が要求されている。また、第 21 項から第 24 項に記載のとおり、FASB の暫定合意においても、主契約の如何にかかわらず、一定の要件を満たす複合金融商品について区分を要求するアプローチが採られている。
30. 複合金融商品に組み込まれたデリバティブについて区分処理を行うことについては、次のような長所がある旨が指摘されている。
- (1) 単独で存在するデリバティブであるか金融商品に組み込まれているデリバティブであるかにかかわらず、一貫した処理が可能となるため、商品設計によって利益操作を行おうとする誘因を軽減しうること。
 - (2) デリバティブは、公正価値で測定することによって、内在するリスクを財務諸表に適切に反映することが可能になると考えられる一方、主契約については、性質や目的等に応じて公正価値測定すべきか否かを判断する方が妥当とも考えられること。
 - (3) 金融機関においては、複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、通常、主契約とは別個に内部管理された上で、それらのリスクが総体としてヘッジされているため、区分処理を行うことによって、リスク管理の実態をより適切に反映することが可能になると考えられること。
 - (4) 金融負債が主契約である複合金融商品について FVTPL で事後測定を行う場合、区分処理を行うことによって、デリバティブ以外の部分について、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動額が純損益に認識される事態が避けられると考えられること。

へ名称を変更。

31. 他方、区分処理を行う場合、次のような問題が生じうる旨が指摘されている。
- (1) 複合金融商品について、組込デリバティブ部分を区分する規準については、これまで様々な試みが行われてきたものの、原則ベースの規準を設けることが困難であり、結果的に、IFRS や米国会計基準においても、多くの例示を列挙する形となっており、複雑である旨が指摘されていること。
 - (2) IFRS 第 9 号のように主契約が金融負債である複合金融商品についてのみ区分処理を要求する場合、複合金融商品の取扱いについて一貫性や対称性が維持されないこと。
 - (3) 上記の点に関連して、主契約が金融資産であるか金融負債であるかによって、異なる「会計処理単位(unit of account)」が採られることになってしまうこと。なお、会計処理単位については、IFRS の会計基準においても、必ずしも一貫した考え方が採られておらず、一層の検討が必要との指摘がされていること。
32. 上記の点に関連して、以下、複雑性の軽減、取扱いの一貫性、会計処理単位の考え方、IFRS 第 9 号における契約キャッシュ・フロー特性の要件について、それぞれ検討することとしたい。

(論点の検討)

(1) 複雑性の軽減について

33. IASB は、公開草案において、金融商品会計の複雑性の軽減等の観点から、金融資産と金融負債の双方について統合的なアプローチを適用することを提案していた。しかし、一部利害関係者からの要請に応えるため、金融資産については前倒しで最終化することとし、公開草案による提案を概ね維持する方向で 2009 年中に最終化した一方、金融負債については、従来の IAS 第 39 号の定めを概ね維持する方向で 2010 年に最終化している(第 9 項から第 11 項参照)。
34. このような経緯から、当初、従来の IAS 第 39 号における複合金融商品の区分処理の要件については、十分な Principle に基づくものでなく、複雑な例示が列挙されているため、見直しが必要という指摘もあったものの、最終的には、これが維持されている。
35. この点、従来の IAS 第 39 号の要件は、複雑ではあるものの、既に適用実績があるため、実務上対応は可能との指摘がある一方、主契約が金融負債である複合金融商品の方が主契約が金融資産である複合金融商品よりも多く、全体として複雑性の軽減に繋がっているか疑問との指摘もされている。

(2) 主契約が金融資産である場合と金融負債である場合の取扱いの一貫性について

36. 第 25 項(1)に記載のとおり、主契約が金融資産である場合と金融負債である場合とで、取扱いが必ずしも一貫していない点について、適当かという指摘がされている。
37. 我が国では、金融負債（デリバティブを除く。）については、これまで、事業資金を調達しているものであるか、資金の運用に関するものであるかに応じて測定方法を変えるという考え方が示されてきた。こうした考え方に基づくと、資金を調達するポジションであれば、その負債は負のトレーディングとも考えられ公正価値での測定が妥当となる一方、事業資金を調達している負債については、それがどのように利用されているかと切り離して公正価値の変動をとらえることは適切でなく、償却原価で測定することが適切とされる。
38. このような考え方に照らすと、資金を運用するポジションであれば、金融資産であるか金融負債であるかに関わらず、公正価値で測定して評価差額を純損益に認識することが妥当と考えられる。他方、IFRS 第 9 号の定めは、金融資産と負債について対称的なアプローチを適用しておらず、第 37 項における考え方と齟齬をきたすのではないかという指摘がある。
39. なお、FASB の暫定合意では、主契約が金融資産である場合と金融負債である場合とで特段の相違を設けておらず、複合金融商品について一貫したアプローチが適用されている。

(3) 会計処理単位の考え方

40. IFRS 第 9 号では、金融負債を主契約とする複合金融商品について、組込デリバティブと主契約の経済的性格及びリスクと主契約が密接に関連していない等の要件を設けており、要件に該当しない場合には、区分処理は要求されない。当該要件は、主に、デリバティブを用いて一定の会計上の意図を達成しようとすることを防止する観点から導入されたものであり、その例示とともに、十分な Principle に基づくものではないとの指摘もされている。
41. また、我が国の現行基準においても、複合金融商品について、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず、原則として、一体として処理するとされている。この点、複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうるが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるためとされている¹⁸。
42. 複合金融商品を一体処理するか（区分処理するか）は、本来、何を会計処理の対象と

¹⁸ 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品) に関する会計処理」(平成 18 年 3 月 企業会計基準委員会) 第 14 項

するかという会計処理単位概念と不可分であり、会計基準を開発する上で、当該考え方について整合性が図られることが必要との指摘がされている。

43. この点、一部の金融機関等から、主契約が金融資産か金融負債かに関わらず、ビジネスモデルやリスク管理において、組込デリバティブと主契約とを区分しているとの指摘もされている。このため、主契約が金融資産か金融負債かによって会計処理単位を異にすることが妥当か、特に、主契約を金融資産とする複合金融商品について契約を会計処理単位とすることが適当かについて疑問が示されている。
44. IFRS では、一般的に識別可能なキャッシュ・フローを生み出す契約を単位として当初認識するとされている一方で、どのような性質によって会計処理単位を特定すべきかについては、必ずしも、明確な定めがなく、異なる定めが設けられている。たとえば、IFRS 第 9 号の金融商品の消滅の認識では、継続的な関与がある部分に限って資産計上が求められている他、IASB から平成 23 年（2011 年）11 月に公表されている公開草案「顧客との契約から生じる収益」においては、契約における別個の履行義務を単位として収益の認識及び測定を行うことが提案されており、必ずしも、契約が会計処理単位とされていない。
45. こうした点を踏まえ、会計処理単位のあり方について、更なる検討が必要との指摘がされている。

(4) 契約キャッシュ・フロー特性の要件について

46. 第 25 項(2)に記載のとおり、IFRS 第 9 号における契約キャッシュ・フロー特性の要件を厳格に適用する場合、一部の債券（複合金融商品）について、その全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識することが要求される。これについて、金融機関等からは、主契約を含め、評価差額のすべてを純損益に認識する処理は、純損益へのボラティリティが高い上、金融機関がバンキング勘定で保有している債券の事業戦略と合致しておらず、違和感がある旨の指摘がされている。
47. これは、一部の金融商品においては、組込デリバティブ部分が相対的に小さいと考えられる一方で、IFRS 第 9 号では、レバレッジのある金融商品については、すべて金融商品全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識することが求められることが一因にあると考えられる。
48. この点、たとえば、組み込まれたデリバティブ部分が複合金融商品全体と比較して相対的に極めて小さい場合には、IFRS 第 9 号における分類において考慮の対象外とすることもあり得るのではないかと指摘がされている。

組込デリバティブを区分する場合、どのようなアプローチによるべきか

（問題の所在）

49. 第 5 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号では、主契約が金融負債であるその他の複合金融商品については、一体処理が原則とされつつも、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しておらず、組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブがデリバティブの定義を満たすこと等の要件を満たさず場合、区分処理が要求されている。
50. その際、第 31 項(1)に記載のとおり、複合金融商品に組み込まれているデリバティブを区分する規準については、必ずしも、原則ベースの規準が設けられておらず、多くの例示を列挙する形が採られている。なお、IFRS 第 9 号における要件は、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は負債に及ぶ可能性があるか等を要件とする我が国の現行基準における定めと異なっている他、我が国の現行基準において認められているような管理上、デリバティブを区分している場合の取扱いについては、特段触れられていない。
51. こうした点を踏まえ、以下、複合金融商品の区分アプローチ、管理上、デリバティブを区分している場合の取扱いについて、それぞれ検討することとしたい。

（論点の検討）

(5) 複合金融商品の区分アプローチ

52. IFRS 第 9 号では、金融負債を主契約とする複合金融商品について、組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブがデリバティブの定義を満たすことを要件に含め、デリバティブの観点から、区分処理が要求されている。
53. IASB は、IFRS 第 9 号の開発過程で、複合金融商品の区分のあり方を検討した際、IFRS 第 9 号における金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の要件を利用することも検討したが、IAS39 号の定めによる場合と比較して結果が大きく異ならない上、要件を定めることが複雑になる等の観点から、IAS39 号の定めを維持したものである。
54. この点について、デリバティブの要件を満たさないものが組み込まれている場合でも、区分処理を行うことになってしまうのではないかと指摘も一部にされている。

(6) 管理上、デリバティブを区分している場合の取扱い

55. 第 8 項に記載のとおり、金融負債の検討状況の整理では、管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱いについて、組込デリバティブを区分処理することを認め

る方法とこれを認めない方法が両案併記の形で提示されていた。

56. 金融負債の検討状況の整理に対して寄せられたコメントレーターでは、選択適用を認めることにより比較可能性が阻害される等のために区分処理を認めるべきでないという意見とリスク管理を財務諸表に適切に反映する観点からこれを認めるべきとの意見がともに示されていた。
57. この点について、リスク管理の実態を財務諸表に適切に反映させるとともに、比較可能性を確保する観点から、管理上、組込デリバティブを区分している場合の要件をより明確化した上で、区分処理することを要求してはどうかとの指摘がある。

その他

(7) 公正価値オプションとの関係

58. 第 6 項に記載のとおり、IFRS 第 9 号では、複合金融商品については、一定の要件を満たす場合、その全体を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定することが許容されている（公正価値オプション）。
59. FASB では、公正価値オプションについて、適用対象を狭くする方向で見直しがされているが、上記同様の取扱いは維持される方向である。他方、我が国の現行基準では、こうした取扱いは設けられていない。
60. 金融資産・負債に複数のデリバティブが組み込まれているような複合金融商品については、通常、デリバティブでリスクヘッジがされており、全体を公正価値で測定することが経済的実態を表す上で最も容易な方法であるとともに、こうした商品については、デリバティブ部分を区分した上で別個に測定するよりも、全体を公正価値で測定する方が信頼性のある測定が可能になるとの指摘がされている。

(8) 米国会計基準との整合性

61. IFRS 第 9 号では、金融負債を主契約とする複合金融商品について、組込デリバティブと主契約の経済的性格及びリスクと主契約が密接に関連していない等の要件を満たす場合、区分処理が要求される。
62. 他方、米国会計基準では、複合金融商品について、組込デリバティブと主契約の経済的性格及びリスクと主契約が明確かつ密接に関連していない等の要件を満たす場合、区分処理が要求される。
63. 組込デリバティブの区分処理に関する IFRS 第 9 号と米国会計基準については、基準レベルでは、「明確に」があるか否かの相違のみであり、大きな差異はないものと考えら

れる。

専門委員会における検討

64. 上記の論点について、平成 23 年 11 月 16 日に開催された第 90 回専門委員会においては、主に次のようなコメントが示された。

（今後の進め方）

- 重要な論点（例えば、複合金融商品に関する区分方法等）については、IASB や FASB における審議を踏まえつつも、我が国における実務に照らして、ASBJ としての立ち位置を考えることは重要と考えられる。IFRS 第 9 号のあり方が不明確になってきているものの、専門委員会において、こうした点について検討を続けていくことは有用ではないか。

（複合金融商品について区分処理が必要か）

- 財務諸表に実態を適切に反映する観点から、区分処理については、主契約が金融資産か負債かに係らず、認められるべき。また、公正価値オプションについては、適切な要件が定められることを前提として、認められるべき。
- 会計処理単位を契約とする場合、デリバティブを主契約に組み込むか否かによって、処理が大きく変わってしまうため、問題があるのではないか。また、金融商品については、ロング・ショート純額ポジションを管理対象としているケースが多いことを踏まえると、主契約が金融資産か金融負債かで別の取扱いを設けるとリスクの実態を適切に表すことが難しくなるのではないか。
- 区分処理をする場合、主契約を発生主義をベースとして認識しつつ、デリバティブについては公正価値測定を行うことになるが、複合金融商品の帳簿価格を両者にどのように配分するかによって損益の出方が異なる。組込デリバティブの中には市場で観察可能でないものも多いため、適切な配分を行うことが実務的に難しい面もある。

（組込デリバティブを区分する場合、どのようなアプローチによるべきか）

- 管理上区分している場合の取扱いについて、恣意性の排除や比較可能性の確保の観点からの懸念があることは承知している。しかし、金融機関においては、複合金融商品についてデリバティブ部分を区分して管理しているため、管理上、区分している場合には、区分処理を行うことによって、リスク管理の実態がより適切に財務諸表に反映されることが考えられる。

- 特定の貸付先を参照しているようなクレジットデリバティブが付されている複合金融商品について、契約を一体として公正価値で測定して評価差額を純損益に認識する方法が適切か否かについて更なる検討が必要ではないか。また、物価連動国債のような債券については、我が国におけるこれまでの取扱いのように、一体として償却原価測定を行う余地を残すことを検討すべきではないか。
- 米国会計基準（SFAS133号）において、組込デリバティブの区分処理が導入されたのは、デリバティブ契約を主契約に組み込むことによって、公正価値で測定した上で評価差額を純損益に認識しないようにすることを阻止するためのものであると考えられる。また、実務的な便宜の観点から、一定のレバレッジがあるもののみを対象とするため、区分処理について要件が設けられたものと認識している。この点、IFRS第9号における金融資産の事後測定の定めは、複合金融商品全体について公正価値測定を要求している点で、デリバティブ契約から生じうる不測の損失の認識を回避するという目的を果たしているものの、複合金融商品の主契約全てに公正価値測定が必要かという点では疑問がある。
- 上記の点を踏まえると、IFRS第9号における契約キャッシュ・フロー特性等を要件として金融資産を分類する方法をベースとしつつ、デリバティブ部分が重要でないものについては、公正価値測定の対象外とすることも考えられるが、例外を多くすると、複雑性の軽減という観点から不適切とも考えられる。このため、FASBの暫定合意をベースとして議論を進めていくことによって、コンバージェンスの観点も含め、より適切に問題の解決が図られるのではないかと考えられる。

（その他）

- 複合金融商品の投資家サイドについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が公表されているものの、想定していた程、これらについて公正価値の開示が行われていないとの指摘も一部にある。こうした点について、年次改善のような措置があれば、当該措置を通じて、開示の充実を図ることも考えられるのではないか。

(Discussion Point)

- 第25項から第63項までの検討を踏まえ、複合金融商品の取扱いに関して、特に次の点について、どのように考えるか。また、それは、どのような理由によるか。

（複合金融商品に組み込まれたデリバティブについて区分すべきか）

- (1) 本ペーパーに記載した次の点を踏まえ、複合金融商品に組み込まれたデリバティ

ブについて区分することが適切と考えるか。

- 複雑性の軽減という観点
- 主契約が金融資産である場合と金融負債である場合とでの会計処理（会計処理単位の適用を含む）の一貫性
- デリバティブ部分が相対的に極めて小さい場合の取扱い

（組込デリバティブを区分する場合、どのようなアプローチによるべきか）

- (2) 複合金融商品に組み込まれたデリバティブを区分するとした場合、管理上、デリバティブ部分が区分されている場合の取扱いを含め、どのようなアプローチが適切か。

（その他）

- (3) 複合金融商品について、一定の要件を満たす場合に公正価値オプションの適用を認めることについて、どのように考えるか。

以 上

（別添１）

その他の複合金融商品に関するコメントの概要

次の表は、DP2 に対するコメントのうち、その他の複合金融商品に関する部分を纏めたものである。なお、金融負債の検討状況の整理の質問 1（複合商品のうち、主契約が金融負債以外のものを検討対象とすべきか）に対するコメントについては、本文書における検討の対象外であるため、記載していない。

1. 金融資産の検討状況の整理に対するコメント

項目	コメントの概要
複合金融商品については、区分処理の選択適用を容認すべきである。	<p>複合金融商品については、区分処理の選択適用を容認すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>現在、複合金融商品については、貸出金と内在するデリバティブをそれぞれ区分し、貸出金については契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、デリバティブについては内在するリスクを適宜市場においてヘッジを行っている。提案された会計処理では、全体として償却原価測定または公正価値測定を行うこととされている。そのため、償却原価測定をした場合には、内在するデリバティブとヘッジ手段として使われているデリバティブの損益のマッチングが実現されず、公正価値測定をした場合には、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有しているにも関わらず、貸出金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されることになり、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないおそれがある。</p> <p>また、顧客に販売する複合金融資産に内在するデリバティブの金額があまりにも小額、かつ、その条件が少しずつ異なるため、市場取引でヘッジし、ヘッジ会計を適用することも考えられるが、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。</p>

2. 金融負債の検討状況の整理に対するコメント

項目	コメントの概要
複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合について、特段の定めを設けない案（案 1）を支持。	<p>（コメント）</p> <p>【案 1】が適切と考える。</p> <p>（理由）</p> <p>管理上、組込デリバティブを区分している場合に、区分処理の要件を満たさなくても組込デリバティブの区分処理を認めることは、一見すると、経営管理上の損益認識を財務情報に反映させることができるようになるため、望ましいように見える。しかし、選択適用を認めることにより、比較可能性は阻害される。仮に管理上、組込デリバティブを区分している場合に区分処理を強制するとしても、例えば、金利に関連するデリバティブが組み込まれた預金については、管理上のマージンが預金部分と</p>

項目	コメントの概要
	<p>デリバティブ部分にそれぞれどれだけ配分されるかにより、財務会計上の損益に大きな影響を与えることが考えられるため、比較可能性の問題は解決しない。さらに、管理上の区分を変更すると財務会計上の処理も変更されることになるため、比較可能性の問題のみならず、恣意的な変更による損益への影響をもたらすことともなりかねない。</p> <p>適用指針（案）A8 項においては、「第 14 項に基づく区分を行うにあたって、組込デリバティブがオプション以外のデリバティブ（先渡取引やスワップ取引）である場合、当該組込デリバティブの当初認識時における公正価値がゼロとなるよう区分されなければならない。また、組込デリバティブがオプションである場合、当該オプションの契約条件に基づいて公正価値を算定しなければならない。」とされている。これを会計基準（案）第 17 項に基づく区分を行う場合にも適用することも考えられるが、その場合には管理上の区分とは整合しない可能性があり、この結果として会計基準が実質的に管理上の区分に制約を課す結果となる可能性もあるため、望ましくないと考える。</p> <p>このような事由を勘案すると、国際的な会計基準とのコンバージェンスを犠牲にしてまで独自の取扱いを設ける積極的な理由に乏しく、特段の定めを設けず複合商品について一体として処理することが適切であると考ええる。</p>
<p>複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、区分処理を認める案（案 2）を支持。</p>	<p>預金とデリバティブの複合金融負債について、現行の実務としては、預金と内在するデリバティブをそれぞれ区分しており、預金については資金の調達を目的としている一方で、デリバティブについては内包するリスクについてヘッジを行っている。</p> <p>【案 1】では、複合金融負債全体として償却原価測定・公正価値測定を行うことしか認められていない。</p> <p>償却原価測定となった場合、複合金融負債に組み込まれたデリバティブ部分に対し、経済合理性のあるデリバティブ取引でヘッジを行ったとしても、両者の測定方法が相違することから、リスク管理を適正に財務諸表に反映することはできない。もちろん、ヘッジ会計の適用によりリスク管理を適正に財務諸表に反映させることも考えられるが、顧客に販売する複合金融負債に内在するデリバティブの金額が小額、かつ、その条件が少しずつ異なり、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。なお、先日、IASB により公表された公開草案によれば、有効性検証はあまり必要ではないかもしれないが、その場合であっても、非有効部分の算出などヘッジ会計を適用するよりも【案 2】の方がコストを含めた実務面で優れている。</p>

項目	コメントの概要
	<p>他方、公正価値測定となった場合、短期間での買戻しや短期的な利益の獲得を目的として保有しているわけではないにもかかわらず、預金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されるため、経済実態が財務諸表上に適切に反映されな いおそれがある。財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を適正に報告し、財務諸表利用者にとっても作成者の管理手法と整合的な財務諸表とするべく、【案 ２】を要望する。</p>

（別添２）

金融商品に関する FASB の分類・測定モデル（平成 23 年 11 月時点の暫定合意）

FASB では、金融商品に関する分類・測定モデルについて、次のような暫定合意が行われている。

(a) 金融商品の分類と測定は、金融商品の特性と企業の事業戦略の両方に基づいて決定される。

(b) 金融商品の特性

金融商品の特徴の要件では、次の負債性金融商品（debt instrument）の特徴を備えているか否かを判断する。特徴を備えていない金融商品は公正価値で測定され、その評価差額はすべて当期純利益で認識される。

トピック 815（デリバティブとヘッジ）のガイダンスに従う金融デリバティブ商品ではない。

当初に債務者（発行者）に移転され、満期時又は他の決済時に債権者（投資者）に返還される金額があること。なお、その金額は契約の元本金額を、取得時点におけるディスカウント又はプレミアムにより調整したものである。

当該負債性金融商品は、投資者自身の選択によって行う場合を除き、契約上、投資者がその当初投資の実質的にほぼすべてを回収するのではないような方法で期限前償還又は決済されない。

(c) 企業の事業戦略

負債性金融商品（debt instrument）について、個別の金融商品に対する企業の意図に基づいてではなく、企業が、金融商品を管理するために用いている事業活動に基づいて金融商品を分類する。

（金融資産の分類）

金融資産については、次の三つの区分のうちどれかに分類しなければならない。

償却原価

事業活動が以下の条件にすべて合致する金融資産。

- i) 商品の取得又は組成時点において、顧客に対する貸付活動や顧客からの借入活動からの商品を管理することが事業戦略であり、これらの活動は、第一に、借入人（貸付人）からの契約 CF の実質すべての回収に焦点を当

ている。

- ii) 潜在的な信用損失の顕在化が取引相手に生じてしまった場合、金融商品の保有者は、相手先との交渉によって、契約CFの調整をすることで、金融商品の信用リスクを管理する能力を持っている。金融商品の売却又は決済は、悪化する信用から生じる損失を最小にするための状況下に制限される。
- iii) 取得時点で、売却を前提に金融資産を保有するものでない。

FV-OCI

事業活動が以下の条件にすべて合致する金融資産。

- i) 事業活動の中で取得される金融資産に対する企業の事業戦略は、取得時点で、当該企業の資金を次のいずれかに投資するものである。
 - ・ 契約CFを回収又は金融資産を売却することで、リターン全体を最大にすることを目的とする投資である。
 - ・ 企業が金融資産を保有又は売却することで、金利又は流動性リスクを管理することを目的とする投資である。
- ii) 取得時点で、売却を前提に金融資産を保有するものでない。

FV-NI

金融資産に対する企業活動が、次の状態のいずれかに合致する場合。

- i) 取得時点で、資産を売却する目的で保有する。
- ii) 金融資産が公正価値ベースで積極的に管理されているか又は内部的に監視されている。しかしFV-OCIの要件は満たさない。

（金融負債の分類）

金融負債については、(b)に掲げる金融商品の特徴の要件に合致するもののうち、下記の要件のいずれかに合致しない場合、償却原価で測定する（下記いずれかの要件に該当する金融負債は、FV-NIとして分類）。

- 発行等の当初時点で、移転を目的として保有されているものであり、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有していること。
- 金融負債がショートセールによるものであること。

(d) 再分類の禁止

企業は、当初認識時に、金融商品を分類しなければならず、事後的に分類を変更してはならない（再分類の禁止）。

- (e) 金融資産及び金融負債における組込デリバティブの区分処理について、現行の米国会計基準（Subtopic 815-15）の取扱いが維持される。 このため、区分されたデ

デリバティブは、FV-NI で測定される他、主契約は、金融商品の特性と企業の事業戦略の要件に基づいて、分類・測定される。

(f) 公正価値オプション

以下の要件を満たす場合、認識時点において、金融資産及び負債のグループに公正価値オプションを適用することが認められている。但し、事後的に、公正価値オプションの適用を変更することは認められていない。

- 企業が金融資産及び負債に関する純額でエクスポージャーを管理していること。
- 企業が経営者に対して当該純額ベースで情報を報告していること。

上記の他、複合金融商品のうち、デリバティブ部分を区分処理することが必要な場合、当該複合金融商品について公正価値オプションを適用することが認められている。

（別添３）

IFRS 第 9 号と FASB の暫定合意（平成 23 年 11 月時点）との比較（複合金融商品関連）

項目	IFRS 第 9 号	FASB の暫定合意
ハイブリッド金融商品	<p>組込デリバティブについて、以下のよう に区分処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デリバティブ部分・・・FVTPL ➢ 主契約・・・該当する基準（金融負債については、IFRS 第 9 号）に準拠して処理 	<p>組込デリバティブについて、以下のよう に区分処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デリバティブ部分・・・FV-NI ➢ 主契約・・・金融商品の特性と企業の事業戦略の双方に基づき、分類・測定
公正価値オプション	<p>次の(i)の要件を満たす場合、金融資産に、(i)・(ii)のいずれかの要件を満たす場合、金融負債に、認識時点において、公正価値オプション（取消不能）を適用することが認められている。</p> <p>(i) 会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される場合</p> <p>(ii) 金融負債又は金融資産・負債のグループが文書化されたリスク管理又は投資戦略に従って公正価値をベースに管理や業績評価がされており、当該情報が企業の経営者に提供されている場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす複合商品（主契約が金融資産の場合を除く）について、公正価値オプションの適用が認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組込デリバティブが、主契約のキャッシュ・フローを大きく変更していない場合 ➢ 組込デリバティブの区分が認められないことが明らかである場合 	<p>以下の要件を満たす場合、認識時点において、金融資産及び負債のグループに公正価値オプション（事後的な変更は不可）を適用することが認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業が金融資産及び負債に関する純額でエクスポージャーを管理しており、経営者に当該純額ベースで情報を報告している場合 <p>デリバティブ部分を区分処理することが必要な複合金融商品（主契約が金融資産、金融負債のいずれかの場合）について、公正価値オプションの適用が認められている。</p>